

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
不在者の財産の管理	55	不在者の財産の管理に関する処分	不在者財産管理人選任	①不在者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②不在者の戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④不在の事実を証する資料 ⑤不在者の財産に関する資料(不動産登記事項証明書, 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し, 残高証明書等)等) ⑥申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書), 賃貸借契約書, 金銭消費貸借契約書等)	10円×5枚 84円×15枚 140円×2枚
			権限外行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円×1枚
			報酬付与	①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円×1枚
			選任処分取消し(委任管理人を置いた場合のみ)	①委任契約書	84円×3枚
失踪の宣告	56	失踪の宣告		①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③失踪を証する資料 ④申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	10円×5枚 84円×20枚 100円×1枚 500円×2枚
	57	失踪の宣告の取消し		①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③失踪者の写真(証明写真くらいの大きさのもの)4枚程度 ④申立人が失踪者以外の場合, 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	10円×10枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚
婚姻等	58	夫婦財産契約による財産の管理者の変更等		①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③相手方の住民票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ④夫婦財産契約登記簿謄本 ⑤不動産登記事項証明書	10円×10枚 84円×10枚 100円×2枚 140円×1枚 500円×4枚
親子	59	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合, 子の出生証明書写し及び母の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)が必要) ③特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票	84円×5枚
	60	子の氏の変更についての許可		①申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)(離婚の場合, 離婚の記載のあるもの) ※申立書を2セット以上提出する際は, 94円分必要です。	84円×1枚 ※
	61	養子縁組をするについての許可		①申立人(養親となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者が15歳未満の場合, 代諾者の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円×5枚 84円×10枚
	62	死後離縁をするについての許可		①養親の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書)	10円×5枚 84円×5枚 100円×1枚 500円×2枚
	63	特別養子縁組の成立		【特別養子適格の確認申立て分を含む】 ①養子となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子となる者の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養親となる者の戸籍謄本(全部事項証明書)	【特別養子適格の確認申立て分】 10円×8枚 84円×12枚 100円×4枚 500円×8枚 【特別養子縁組の成立申立て分】 10円×6枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚
	64	特別養子縁組の離縁		①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円×10枚 84円×20枚 100円×3枚 500円×6枚
	65	子に関する特別代理人の選任		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者(又は未成年後見人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 ⑤利益相反に関する資料(遺産分割協議書案, 契約書案等)	10円×5枚 84円×5枚

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
親権	66	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分	財産管理人選任	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④契約書写し又は遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)	10円×5枚 84円×10枚 100円×1枚 500円×2枚
			権限外行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円×1枚
			報酬付与	①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円×1枚
	67	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③申立書の写し(親権者の人数分)	2円×10枚 10円×10枚 20円×10枚 84円×10枚 100円×3枚 500円×6枚
68	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失の審判の取消し		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③親族の申立ての場合は申立書の写し(親権者の人数分)	2円×10枚 10円×10枚 20円×10枚 84円×10枚 100円×3枚 500円×6枚	
69	親権又は管理権を辞し, 又は回復するについての許可		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円×5枚 84円×10枚	
扶養	84	扶養義務の設定		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円×5枚 84円×5枚
	85	扶養義務の設定の取消し		申立ての段階では, 特になし	10円×5枚 84円×5枚
推定相続人の廃除	86	推定相続人の廃除		①申立書の写し ②生前の場合, 申立人(被相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③遺言による場合, 遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤遺言による場合, 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ⑥遺言による場合で家庭裁判所の審判により選任された遺言執行者が申し立てる場合, 遺言執行者選任の審判書謄本	1円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 140円×1枚 1100円分×当事者数
				①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 140円×1枚 1100円分×当事者数
	88	推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分	遺産管理人選任	①被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ③利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料	10円×10枚 84円×10枚 100円×1枚 500円×2枚
権限外行為許可			①権限外行為となる事項の資料	84円×1枚	
報酬付与			①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円×1枚	

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳		
相続の承認及び放棄	89	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長		<p>【共通】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの)</p> <p>②利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等)</p> <p>③伸長を求める相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>【配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)に関する申立ての場合】</p> <p>④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥死亡している直系尊属(伸長を求める相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖父の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦代襲者(おいめい)の伸長を求める場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	84円× 1枚		
			90	相続財産の保存又は管理に関する処分	相続財産管理人選任	<p>【共通】</p> <p>①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの)</p> <p>③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤申立人が財産管理人候補者を立てる運用の裁判所の場合、相続財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合】</p> <p>⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑨代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	10円×10枚 84円×10枚 140円× 2枚
					権限外行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円× 1枚
		報酬付与	①管理報告書、財産目録、管理経過一覧表、財産に関する資料	84円× 1枚			
	91	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理		申立ての段階では、特になし	10円× 1枚 84円× 2枚		

種別	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
	92	限定承認の申述の受理	<p>※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの)</p> <p>③申述人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑤死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑤被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦死亡している兄弟姉妹がある場合, その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧代襲者としてのおいめで死亡している者がある場合, そのおいめの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	申述人1人につき 84円×2枚
	93	限定承認の場合における鑑定人の選任	申立ての段階では、特になし	84円×2枚
	95	相続の放棄の申述の受理	<p>【共通】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの)</p> <p>②申述人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】</p> <p>③被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④申述人が代襲者(孫, ひ孫等)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が第二順位相続人(直系尊属)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥申述人が代襲相続人(おいめい)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	84円×1枚

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
財産分離	96	財産分離		<p>【共通】</p> <p>①相続人(財産分離の対象となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②債権者が申立人の場合、債権関係を証する資料</p> <p>③受遺者が申立人の場合、遺言書写し(又は遺言書の検認調査謄本の写し)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)</p> <p>【相続人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)</p> <p>④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤相続人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)</p> <p>④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)</p> <p>④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦相続人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	10円×5枚 84円×10枚
	97	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	財産管理人選任	家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	10円×5枚 84円×10枚
			権限外行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円×1枚
			報酬付与	①管理報告書、財産目録、管理経過一覧表、財産に関する資料	84円×1枚
98	財産分離の場合における鑑定人の選任		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	10円×5枚 84円×5枚	
相続人の不存在	99	相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分	相続財産清算人選任	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの)</p> <p>⑧申立人が財産管理人候補者を立てる運用の裁判所の場合、財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票</p> <p>⑨財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)等)</p> <p>⑩利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、金銭消費貸借契約書等)</p>	10円×5枚 84円×10枚 140円×2枚
			権限外行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円×1枚
			報酬付与	①管理報告書、財産目録、管理経過一覧表、財産に関する資料	84円×1枚
			相続人捜索の公告	①相続債権者・受遺者に対する請求の申出の官報公告の写し	84円×3枚

種別	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
遺言	100	相続人の不存在の場合における鑑定人の選任	家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	10円×5枚 84円×5枚
	101	特別縁故者に対する相続財産の分与	①申立人の住民票又は戸籍附票 ②疎明資料 ③申立書及び疎明資料の副本(もしくは写し)	2円×10枚 10円×10枚 50円×4枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚
	102	遺言の確認	①遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) ②立会証人の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し ④遺言者生存中の場合、診断書 ⑤立会証人以外が申立人の場合、利害関係を証する書類(親族の場合は戸籍謄本(全部事項証明書)等)	10円×3枚 84円×5枚 上記組み合わせ×証人数
	103	遺言書の検認	【共通】 ①遺言書の写し ②被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ④相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑤死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父)がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑤被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	84円×1枚 94円×相続人数(申立人を除く)
	104	遺言執行者の選任	①遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等)	10円×5枚 84円×5枚
	105	遺言執行者に対する報酬の付与	①遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ③遺言執行報告書	84円×1枚
	106	遺言執行者の解任	※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。 ①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言執行者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料 ⑤解任を必要とすることを証する資料	10円×10枚 84円×6枚 100円×2枚 500円×4枚
	107	遺言執行者の辞任についての許可	①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)	84円×5枚

種 別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
	108	負担付遺贈に係る遺言の取消し		<p>※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①申立人(相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し</p> <p>③催告書写し</p> <p>④受遺者の住民票又は戸籍附票</p> <p>⑤受益者の住民票又は戸籍附票</p> <p>【申立人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】</p> <p>⑥被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦申立人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申立人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申立人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑨申立人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	<p>10円× 3枚</p> <p>84円× 6枚</p> <p>100円× 1枚</p> <p>500円× 2枚</p>
遺留分	109	遺留分を算定する場合における鑑定人の選任		<p>①遺留分権利者が申し立てる場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②遺留分権利者が申し立てる場合、申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p>	<p>10円× 5枚</p> <p>84円× 5枚</p>
	110	遺留分の放棄についての許可		<p>①被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p>	<p>10円× 5枚</p> <p>84円× 5枚</p>
戸籍法	122	氏又は名の変更についての許可	氏の変更許可	<p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②氏の変更の理由を証する資料(婚氏続称や縁氏続称をした申立人が婚姻前の氏や縁組前の氏に戻ること求める場合に婚姻前(養子縁組前)の申立人の戸籍(除籍、改製原戸籍)から現在の戸籍までのすべての謄本の提出をしていただいたり、離婚や配偶者の死亡により復氏をした場合に婚姻中の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本の提出をしていただいたり、外国人の配偶者の氏(又は通称氏)への変更や外国人の父又は母の氏への変更の場合に当該外国人の住民票の提出をしていただく場合もあります。)</p> <p>③同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書(筆頭者の氏が「○○」と変更されることにより、自分の氏も「○○」と変更されることに同意する旨が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の書式で構いません。)</p>	<p>10円× 2枚</p> <p>84円× 3枚</p> <p>100円× 1枚</p> <p>500円× 2枚</p>
			名の変更許可	<p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②名の変更の理由を証する資料(通称名を永年使用したことを理由とする申立の場合には、申立時ではなく、審問の期日等にその資料の提示を求める場合もあります。)</p>	<p>10円× 2枚</p> <p>84円× 3枚</p> <p>100円× 1枚</p> <p>500円× 2枚</p>
	123	就籍許可		<p>①住民登録がされている場合、申立人の住民票</p> <p>②申立人の写真(証明写真くらいの大きさのもの)4枚程度</p> <p>③申立人が日本国民であることを証する資料</p>	<p>10円× 5枚</p> <p>84円× 10枚</p> <p>100円× 1枚</p> <p>500円× 2枚</p>
	124	戸籍の訂正についての許可		<p>①訂正すべき戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)すべて</p> <p>②申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合、申立人の利害関係を証する資料(申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)等)</p>	<p>10円× 2枚</p> <p>84円× 3枚</p> <p>100円× 1枚</p> <p>500円× 2枚</p>
	125	戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服		<p>①事件関係人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②届出の受理・不受理等の証明書</p>	<p>2円× 10枚</p> <p>10円× 10枚</p> <p>50円× 4枚</p> <p>84円× 10枚</p> <p>100円× 2枚</p> <p>500円× 4枚</p> <p>※申立人が1名を超える場合は、1名につき1194円分を追加</p>

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳	
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	126	性別の取扱いの変更		①申立人の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②所定の事項の記載のある2人以上の医師による診断書	10円×5枚 84円×10枚 100円×1枚 500円×2枚	
	児童福祉法	127	都道府県の措置についての承認		①児童の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者等の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の在職証明等) ④施設収容が必要である理由についての資料 ⑤申立書の写し	2円×10枚 10円×10枚 50円×4枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚
		128	都道府県の措置の期間の更新についての承認		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	2円×10枚 10円×10枚 50円×4枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚
		128の2	児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認		①児童の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者等の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の在職証明等) ④引き続いての一時保護が必要である理由についての資料 ⑤申立書及び申立にかかる報告書の写し	2円×10枚 10円×10枚 50円×4枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚
生活保護法等	129	施設への入所等についての許可		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	2円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 100円×2枚 500円×4枚	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	130	保護者の順位の変更及び保護者の選任		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	84円×5枚	
破産法	131	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	2円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 100円×2枚 140円×1枚 500円×4枚	
	132	親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失		①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③破産手続開始決定謄本	2円×10枚 10円×3枚 84円×5枚 100円×1枚 500円×2枚	
	133	破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理		①破産管財人の資格証明書	84円×2枚	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	134	遺留分の算定に係る合意についての許可		【共通】 ①経済産業大臣の作成に係る確認証明書(確認書ではないので注意が必要です。) ②合意書面のコピーを推定相続人(申立人並びに被相続人の兄弟姉妹及びおいめいを除く。)の人数分の通数 ※戸籍は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。 ③旧代表者の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④推定相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤旧代表者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【推定相続人に第二順位相続人(直系尊属)が含まれている場合】 ⑥推定相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍(又は除籍、改製原戸籍)の謄本(全部事項証明書) ⑦推定相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属(ただし、推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る。)があるときは、その直系尊属(例:祖母が推定相続人である場合、祖父と父母)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	2円×10枚 10円×3枚 84円×5枚 100円×1枚 500円×2枚 上記組み合わせ × 推定相続人数分	